

東洋水産健康保険組合及び事業所が共同利用する保健指導事業の公表について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

また、個人データを共同利用する場合、「①共同利用する旨、②共同で利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的、⑤個人データ管理の責任者」について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときと規定されています。

したがって、東洋水産健康保険組合（以下、「当組合」）は、以下の保健指導事業（特定保健指導等）を事業主と共同実施していますので、ここに公表いたします。

《保健指導事業》

(1) 共同利用する旨

当組合は、加入者の生活習慣病予防及び重症化予防のため、事業主が実施する生活習慣病健診および人間ドック等（いずれも特定健診に相当する項目を網羅）の結果に基づき当組合が実施する保健指導（特定保健指導および若年層等を対象として保健指導を含む）について、その利用勧奨及び実施状況等に関するデータを事業主と共同利用しています。

(2) 共同利用される個人データの項目

- ①保健指導の対象区分（積極的支援・動機付け支援等の階層化判定結果）
- ②保健指導の勧奨対象者の氏名、所属に関する情報（会社名、部署名）
- ③保健指導の実施状況（利用開始、初回面接、継続支援、実施終了等の進捗）
- ④保健指導未利用者の氏名、所属に関する情報（会社名、部署名）

※本事業は、「健康診断および保健指導、重症化予防等のコラボヘルス推進に関する覚書」を当組合と締結した事業所で実施します。

※共同利用される個人データには、健診結果の数値データ及び保健指導における相談内容そのものは含まれません。

(3) 共同利用者の範囲

事業所：事業所長、健康管理責任者、健康管理担当者、健診担当者

当組合：理事長、常務理事、事務長、保健事業に従事する職員、委託先事業者、医療従事者

(4) 利用目的

生活習慣病の予防および重症化予防を目的とし、特定保健指導の確実な実施や未利用者への利用勧奨など、当組合と事業所が連携した健康管理の推進に利用します。

(5) 個人データ管理の責任者

事業所：個人データの管理責任者

当組合：常務理事

共同利用を同意されない場合

個人情報の共同利用に同意されない場合は、当組合の個人情報管理責任者（常務理事）までにお申し出ください。